

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成28年度
計画主体	浦河町

浦河町鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 浦河町役場農林課鳥獣被害対策室
所在地 浦河郡浦河町築地1丁目3番1号
電話番号 0146-26-9016
FAX番号 0146-22-2614
メールアドレス nourin@town.urakawa.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、タヌキ、アライグマ、カラス類(ハシブトガラス、ハシボソガラス)、海獣類(ゼニガタアザラシ、オットセイ、トド)
計画期間	平成28年度～平成30年度
対象地域	北海道浦河郡浦河町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成26年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	牧草	被害額 139,073 千円
		被害面積 529.80 ha
	水稻	被害額 790 千円
		被害面積 0.70 ha
	その他農作物等	被害額 千円
被害面積 ha		
計	被害額 139,863 千円	
	被害面積 530.50 ha	
ヒグマ	その他農作物等	被害額 千円
		被害面積 ha
キツネ・タヌキ	その他農作物等	被害額 千円
		被害面積 ha
アライグマ	その他農作物等	被害額 千円
		被害面積 ha
カラス類(ハシブトガラス、ハシボソガラス)	その他農作物等	被害額 千円
		被害面積 ha
海獣類(ゼニガタアザラシ、オットセイ、トド)	漁具(漁網)	被害額 10,883 千円
		被害数 1,723 反
合計		被害額 150,746 千円
		被害面積 530.50 ha

(2) 被害の傾向

エゾシカ	・平成10年頃から牧草の食害が発生、個体数の増加に伴い被害も増加傾向にある
ヒグマ	・近年、住宅街や国道での目撃情報が増加していることから、農林業従事者をはじめ、一般住人への被害が及ぶ恐れがある。
キツネ・タヌキ	・人里近くに出没し、農作物などへの被害が発生している。
アライグマ	・ここ数年、日高西部・中部地区においても捕獲頭数が増加傾向にあり、当町でも目撃情報が増えてきている。
カラス類(ハシブトガラス・ハシボソガラス)	・コガネムシの幼虫を捕食する際に牧草を剥離することから、牧草地で被害が発生している。 ・牛舎での飼料の被害や子羊を襲う被害が発生している。
海獣類(ゼニガタアザラシ、オットセイ、トド)	・浦河町において、近年海獣(アザラシ等)による漁具被害や漁獲物食害等による漁獲量減少が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指 標		現状値 (平成26年度)	目標値 (平成30年度)	備考(軽減率)
エゾシカ	被害額	139,863 千円	112,000 千円	20% 減
	被害面積	530.50 ha	425.00 ha	20% 減
ヒグマ	被害額	千円	千円	減
	被害面積	ha	ha	減
キツネ・タヌキ	被害額	千円	千円	減
	被害面積	ha	ha	減
アライグマ	被害額	千円	千円	減
	被害面積	ha	ha	減
カラス類	被害額	千円	千円	減
	被害面積	ha	ha	減
海獣類	被害額	10,883 千円	8,700 千円	20% 減
	被害数	1,723 反	1,500 反	13% 減
計	被害額	150,746 千円	120,700 千円	20% 減
	被害面積	530.50 ha	425.00 ha	20% 減

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>地元ハンターの協力を得て銃器や箱わな等による捕獲を実施。 捕獲奨励金を支出。</p>	
	<p>[エゾシカ] ・奨励金を充実 ・銃による捕獲 ・一斉駆除による捕獲 ・囲い罠による捕獲 ・シカ専用の解体及び焼却施設の開場によるハンター負担の軽減</p>	<p>[エゾシカ] ・牧場や夜間など捕獲が困難な場所と時間帯に出没するため、捕獲数が増加しない。 ・くくり罠の免許取得等の促進が必要</p>
	<p>[ヒグマ] ・箱わなによる捕獲</p>	<p>[ヒグマ] ・後継者(ハンター)の育成と確保 ・わなの免許取得の促進</p>
	<p>[キツネ・タヌキ] ・銃器や箱わなによる捕獲</p>	<p>[キツネ・タヌキ] ・住民の協力による民家付近でのわな設置</p>
	<p>[カラス類] ・銃器、手(卵)による捕獲</p>	<p>[カラス類] ・民家周辺等では銃器を使用できないため、捕獲が増加しない。 ・巣が高所にあるため、撤去が進まない。</p>
	<p>[アライグマ] ・箱わなによる捕獲 ・箱わなの購入</p>	<p>[アライグマ] ・今後も増加が予想され、駆除体制の充実を図る必要がある。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>[エゾシカ、ヒグマ] ・ほ場(自給用及び飼料用牧草を除く)への電気柵設置に対する助成(1か所につき費用の1/3以内、上限10万円) ・平成23・25年度 広域(浦河・様似・えりも)協議会において、電気柵を設置 [エゾシカ] ・H22年度事業において、囲い罠及び解体処理場を設置</p>	

(5) 今後の取組方針

[エゾシカ]

・ エゾシカ保護管理計画に基づき、個体数の減少が確認されるまで捕獲頭数の増加を図る。

[ヒグマ]

・ 繰り返し出没する個体や人身事故の恐れがある個体のみ捕獲する。また、防護柵等の整備及び生ごみなどの適正管理を徹底する。

[キツネ、タヌキ、カラス類]

・ 生活圏内での駆除要請のため、捕獲困難な場合も多いが、住民生活に支障が無い範囲で捕獲に努める。

[アライグマ]

・ 特定外来生物の防除計画により、駆除体制の整備、被害の未然防止と生息域拡大の阻止を図る。

[海獣類]

・ 漁網等に接近するものに対し、音波で威嚇し追い払うことで被害防止を図る。

(その他)

・ 地元猟友会、関係機関等の協力を得ながら、被害発生箇所や捕獲状況、生息状況の情報をもとに、被害防止対策を検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・鳥獣被害対策実施隊を中心とした捕獲体制を継続する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
28年度	共通 エゾシカ ヒグマ キツネ・タヌキ アライグマ カラス類	箱わなの購入 狩猟者免許取得助成 くくり罠購入助成 ハンター保険の助成
29年度	同上	同上
30年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
エゾシカについては、保護管理計画に基づき個体数指数の減少が確認されるまで捕獲する。計画数は、過去の捕獲・駆除頭数実績を基に設定する。

対 象 鳥 獣	捕 獲 計 画 数 等		
	28年度	29年度	30年度
エゾシカ	3,000頭	3,000頭	3,000頭
ヒグマ	10頭	10頭	10頭
キツネ	20頭	20頭	20頭
タヌキ	50頭	50頭	50頭
アライグマ	10頭	10頭	10頭
カラス類	50羽	50羽	50羽

捕獲等の取組内容
<p>[エゾシカ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銃器及びくくり罠による駆除の実施(4～12月、2～3月) ・ 大型囲いワナによる捕獲(4月～11月) ・ 一斉駆除の実施(1月) <p>[ヒグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟銃及び箱罠による駆除(4～12月) <p>[キツネ、タヌキ、アライグマ]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟銃及び箱罠による駆除(年間) <p>[カラス類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銃器による駆除(年間) ・ 手取りによる卵の駆除(4～6月)

(4) 許可権限移譲事項

対象区域	対象鳥獣
町内一円	タヌキ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	28年度	29年度	30年度
エゾシカ	電気牧柵の助成	電気牧柵の助成	電気牧柵の助成

(2) その他被害防止に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
28年度	エゾシカ ヒグマ キツネ タヌキ アライグマ カラス類 海獣類	<p>[啓発普及活動]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒグマやアライグマ等を近寄らせないため、生ゴミ・農産物残渣の管理の徹底について啓発 <p>[危険防止のための周知]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地周辺に出没情報があれば、必要に応じて、注意啓発看板の設置、自治会などへの周知を行う。 <p>[捕獲したシカの残渣の適正処理の推進]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲したのシカの残滓等の放置によるヒグマの誘引を防止するために、適正な残滓処理の徹底の周知及び処理場搬入への促進の奨励金の交付。 <p>[海獣類の追い払い活動]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海獣類を追い払うために漁網等に音響ピンガーを設置し被害防止を行う。
29年度	同上	同上
30年度	同上	同上

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	浦河町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
浦河町	・ 総括的な協議会の運営
ひだか東農業協同組合	・ 被害防除対策、被害状況調査及び把握、生息・出没などの情報提供
日高東部森林組合	・ 被害防除対策、被害状況調査及び把握、出没などの情報提供
北海道猟友会浦河支部 浦河分区・荻伏分区	・ 捕獲活動など被害防止を実施 ・ 対象鳥獣捕獲員などに任命を受けの被害防止実施隊に協力 ・ エゾシカの一斉捕獲活動に参加 ・ 浦河町野生鳥獣処理場の運営 ・ エゾシカ囲い罠捕獲事業の運営
日高農業改良普及センター	・ 被害防止対策への指導、助言

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
日高振興局保健環境部環境生活課	被害状況の取りまとめ、鳥獣被害防止対策事業の指導に関すること。
日高振興局産業振興部農務課	計画の協議及び補助事業への指導等
日高振興局森林室	囲い罠の運営に対する助言、指導

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲員により、町長が任命する。 ・ 有害鳥獣捕獲員は、町長の命により出動し、銃器及び罠を用いて対象鳥獣を捕獲する。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

6. 捕獲した対象鳥獣の処理に関する事項

- ・ エゾシカ及びヒグマは食肉として有効利用に努める。
- ・ 捕獲物及び残滓は適正に処理するものとする。
- ・ ヒグマ及びキツネは必要に応じ、検体として関係機関に提供する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし